

令和6年度定期監査における指摘事項に関する改善策等について

NO.	指 摘 事 項 等	改 善 策 等	担当課
(1)	附属機関等の会議録の公表等について 今回の定期監査で、各課が所管する事業に係る附属機関等の会議について、村公式ホームページに、開催した会議の会議録が掲載されていないもの、公開された会議録に出席者・欠席者名が記載されていないものが複数確認された。「東海村附属機関等の会議の公開に関する要綱」では、附属機関等の会議録は、村公式ホームページに掲載して公表することとされており、その会議録の様式も定められている。これらの規定に従って公表してもらいたい。 また、同要綱では、会議の原則公開や会議資料の写しを一般の閲覧に供する(情報公開条例による不開示情報を除く)ことも規定されている。上述の会議録の公表を含め、これらのことは、開かれた村政の推進に寄与するものである。所管課においては、今一度、同要綱を確認し、適切な公開を行ってもらいたい。 今回の監査では、所管課が会議の現状に問題意識を持ち、活性化の必要性を認識している会議もあった。各会議について、その設置目的や役割に照らし、その機能が十分に発揮されているかを常に検証し、成果を出せる会議になるよう努めてもらいたい。	会議録については、これまでも会議後の速やかな作成及びホームページへの公開に関し、各会議体の所管部局への周知を図ってきたところですが、改めて関係例規にのっとり対応するよう注意喚起し、適切な公開を図ってまいります。 併せて、各会議体が、設置目的に鑑み当該目的の推進及び達成に資するものとなるよう、会議内容に工夫を図るなど、成果を意識した運営にも努めてまいります。	総務人事課
(6)	備品管理について 今回の定期監査では、各課から備品台帳の提出を求めるとともに、一部施設において備品現物の管理状況等について実地で確認を行った。 実地確認を行った施設における物品の保管状況は良好であり、各備品に貼り付けられた標識も鮮明で、日頃から適切に管理されている様子が伺われた。一方で、既に廃棄処分されている物品で備品台帳上に残っているもの、台帳に記載が無く所管不明のまま当該施設で使用されているものの存在が確認された。 また、各課の備品台帳において、既に譲渡している物品で備品台帳上に残っているもの、使用場所が未記載又は古いままになっているものが複数見られた。さらに、一部の課では、定期的な備品台帳と現物の照合が行われていなかった。 備品は村の財産であり、財産管理はきちんと行う必要がある。村財務規則第259条に、財産管理者(所管課長)は、常に備品の状況を明らかにしておかなければならないとあるので、同規則に則した備品台帳への記載や、定期的な備品台帳と現物の照合を行い、適正な備品管理を行ってもらいたい。 なお、備品の管理は、令和4年度から固定資産管理システムで行うこととなったが、各備品に貼り付けられた標識(備品シール)に付された番号とシステム上の物品番号が異なっているので、従前の台帳がなければ、システム稼働前に購入した備品と台帳の照合ができない。今後、一致するようにすべきである。	備品台帳の定期的な精査、現物との照合を行うよう改めて各課に周知し、適正な備品管理に努めてまいります。また、備品シールについても、現システムに合わせた表記への統一を図ってまいります。	財政経営課